



報道機関 各位

記者発表資料

令和3年3月26日（金）

問い合わせ先：消費生活総合センター

課長：塚越

担当：川上、大友

電話：645-3002

第3期さいたま市消費生活基本計画を策定しました

さいたま市では、平成26年（2014年）4月に策定した「さいたま市第2期消費生活基本計画」と平成29年（2017年）3月に策定した「さいたま市消費者教育推進計画」がいずれも令和2年度（2021年度）末で計画期間が満了することに伴い、2つの計画を一体化した「第3期さいたま市消費生活基本計画」を策定しました。

1. 計画期間

令和3年（2021年）4月から令和8年（2026年）3月までの5年間

2. 目的

さいたま市消費生活条例に基づき、市民の消費生活の安定及び向上を確保するため、市の実施する消費生活に関する施策について、総合的かつ計画的な推進を図ることを目的としています。

3. 施策展開の基本的方向

7つの「消費者の権利（さいたま市消費生活条例第2条に規定）」を、下記の4つの「施策展開の基本的方向」としてまとめ、展開していきます。

- （1）消費者の安心・安全の確保
- （2）自立した消費者の育成
- （3）消費者被害への機動的な対応
- （4）消費者意見の反映の促進

4. 施策展開における重点事項

重点を置いて取り組む必要がある、次の２つの項目を「施策展開における重点事項」として位置づけ、取組を進めていきます。

- (１) 若年者への教育の推進・支援の強化
- (２) 高齢者等への支援の強化

５．公表物

- ・第３期さいたま市消費生活基本計画
- ・第３期さいたま市消費生活基本計画（概要版）

【さいたま市ホームページ】

<https://cms.city.saitama.jp/temp/s0011880/19/p080164html>

トップページ > 暮らし・手続き > 消費・生活相談 > 消費生活総合センター > 関連法規・審議会等情報 > 消費生活基本計画 > 第３期さいたま市消費生活基本計画